

自動車エコ事業所の認定基準

認定基準は、次表に掲げる各取組に対する戦略推進点の合計が4点以上とする。

取 組	戦 略 推 進 点	
エコカー導入	エコカー割合 4割以上	1
	エコカー台数 10台以上かつ エコカー割合 6割以上	2
	エコカー台数 10台以上かつ エコカー割合 9割以上	3
公共交通機関の利用促進等	主たる通勤方法が公共交通機関（送迎用バスを含む）、自転車又は徒歩である従業員割合 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から 1km 以内の事業所 概ね 10割 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から 2km 以内の事業所 7割以上 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から 2km 超の事業所 5割以上	1
エコドライブシステム導入	アイドリング・ストップ装置など、エコドライブを推進する装置付きの自動車の割合 5割以上	1
グリーン配送制度導入	導入及び実施	1
パーク・アンド・ライド用、EV・PHV対応型駐車場の提供	1～5台	1
	6～10台	2
	11台以上	3
サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	1～10台	1
	11～20台	2
	21台以上	3
一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	1基	1
	2基	2
	3基以上	3
従業員向けEV・PHV用充電設備の設置	1～9基	1
	10～29基	2
	30基以上	3
EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングの導入	1台	1
	2台	2
	3台以上	3
CNG（天然ガス）自動車やFCV（燃料電池自動車）等用の充填設備の設置	1基	1
	2基	2
	3基以上	3
再生可能エネルギーの活用	太陽光発電設備の導入	1
	EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入	1
	ソーラーカーポートなど、再生可能エネルギーの活用資する取組	1

非常用電源設備としての蓄電池（再生品を含む。）の設置	1基	1
	2基	2
	3基以上	3
非常用電源設備としての充給電設備の設置	1基	1
	2基	2
	3基以上	3
燃料電池自動車や燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入	導入	1～3
上記以外の取組 （物流事業所の共同輸配送への取組など）	自動車環境の改善に大きく貢献している状況について、個別審査し評価する。	1～3

備考1 エコカーとは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車及び平成17年排出ガス基準75%低減（☆☆☆）かつ平成22年度燃費基準+25%達成車又は平成27年度燃費基準達成車（登録車）のことをいう。

2 グリーン配送とは、購入した物品をエコカー等環境への負荷の少ない自動車を使用して納入させることをいう。

3 駐車場・駐輪場の提供の場合は、原則として無償提供している事業所を対象とする。